

鹿屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年鹿屋市規則第228号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の申請」を「を受けた旨の標示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「第2条から前条まで」を「法第78条の2第1項及び第115条の12第1項」に改め、「よる指定」の次に「、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2の規定による指定の更新」を、「又は」の次に「法第78条の5、第78条の8及び第115条の15の規定による」を加え、同条を第3条とし、第7条を第4条とし、第8条を第5条とする。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。